

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
民生委員推薦会委員選定事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	民生委員推薦会の委員を選定し、市長が委嘱する。民生委員法第8条	民生委員法第8条に規定される、さいたま市民生委員推薦会委員候補者。	○	○		○	○	○	
民生委員推薦事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	民生委員推薦準備会及び民生委員推薦会から推薦のあった民生委員候補者を、市長経由で厚生労働大臣へ推薦し、民生委員の委嘱を受ける。	民生委員法第6条に規定される者	○	○		○	○	○	
外郭団体関係事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	外郭団体への運営指導、団体からの報告業務の委託などを行うこと。なお、外郭団体へ寄附いただいた方の氏名及び寄附金額については、寄附者本人の承認を得た上で、市報に掲載する。	外郭団体役員及び職員名簿に記載のある職員、寄附者。	○	○	○				
災害見舞金等支給事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	災害により被害を受けた市民又は遺族に対し、見舞金又は甲慰金の支給を行うこと。	災害により被害を受けた市民又は遺族	○		○		○		
遺家族援護事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	戦没者の遺族や戦傷病者の妻に対する特別給付金等の請求を受付、国庫債券の交付を行うこと。	さいたま市に居住地を有する請求者	○						
戦傷病者手帳進達事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	戦傷病者特別措置法に基づく戦傷病者手帳の交付、更生医療の給付、補装具支給のための県への進達事務。	申請者（軍人・軍属であった者で、戦傷病者に該当すると判断される者）	○				○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
浦和ふれあい館施設利用申込受付事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	浦和ふれあい館の施設利用の申込を受け付ける	浦和ふれあい館施設利用者	○					○	
浦和ふれあい館利用民間福祉団体等登録事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	浦和ふれあい館の会議室等を利用しようとする民間福祉団体等の登録	民間福祉団体等の代表者	○					○	
緊急生活資金貸付返済業務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年4月1日 令和5年4月1日	平成12年度まで、旧大宮市で行っていた緊急生活資金貸付業務の未償還者に対し、必要な調査及び督促等を行い、貸付金の回収を行う業務。	緊急生活資金未償還者	○	○	○			○	
罹災救助業務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	災害甲慰金の支給等に関する法律に基づき、災害甲慰金、災害障害見舞金の支給、及び災害援護資金の貸付を行う。	災害により被害を受けた住民または遺族	○		○			○	○
日赤災害救援物資支給業務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	災害により被害を受けた市民に対し、救援物資の支給を行うこと。	災害により被害を受けた市民または遺族	○					○	
民生委員異動報告（解囑願）	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年7月7日	民生委員・児童委員から退職の意思を書面で提出してもらい、県（国）へ報告する。	退職の意思のある民生委員・児童委員	○					○	○

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
日赤社資募集、社員管理及び表彰業務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	日本赤十字法に基づく人道的事業展開のため、社資の募集と、社員の管理、表彰を行う。	日赤の社員（一定額以上の社資納入者）	○						
大宮ふれあい福祉センター施設利用申込受付	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	大宮ふれあい福祉センターの施設利用の申込を受け付ける。	大宮ふれあい福祉センター利用者	○				○		
大宮ふれあい福祉センター利用料免除団体登	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	大宮ふれあい福祉センターの会議室等の使用料を免除する団体の登録。	大宮ふれあい福祉センターの会議室等の使用料免除団体の代表者等。	○				○		
国民生活基礎調査等事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	厚生労働省の受託事務として国民生活基礎調査等を実施する。	国民生活基礎調査の調査員とその調査対象世帯	○		○		○		
民間社会福祉施設等協議事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	民間社会福祉施設等の適正な建設及び国、県、市補助金の適正交付を目的とする。	民間社会福祉施設等設立団体の役員等。	○	○	○	○		○	
ふれあい福祉基金等寄附受入れ業務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民等からの金銭の寄附を受け入れ、主にふれあい福祉基金に積み立て、地域福祉を推進する事業に充てる。なお、寄附申込者の氏名及び寄附金額については、寄附者本人の承認を得た上で、市報へ掲載する。	寄附申込者	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市社会福祉大会表彰候補者推薦事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	社会福祉事業の進展に功績のあった方々に感謝の意を表するため、福祉関係者を表彰候補者として推薦する。	表彰候補者	○	○			○		
保護司推薦事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保護司会から推薦があった保護司候補者の適否について審査、承認をする。	保護司候補者	○	○	○	○	○		
実習生受入れ事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	福祉系学校等の依頼により実習生を受け入れ、現場実習等を行う。	福祉系学校等より依頼のあった実習生	○	○		○			
福祉団体等補助金交付事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	福祉団体の活動を支援するため、補助金を適正に交付する。	補助金交付団体の代表者等	○		○		○		
さいたま市社会福祉審議会運営事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉全般の調査審議を行うさいたま市社会福祉審議会の運営事務	開示請求者、訂正請求者、削除請求者、中止請求者、個人情報に記録される第三者	○						
避難行動要支援者名簿作成事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成21年4月1日 令和5年4月1日	災害対策基本法及びさいたま市地域防災計画に基づき、災害発生時における自宅等からの迅速な避難の支援や安否の確認等の対応が図れるよう、福祉部が保有する支援が必要な人、必要な支援内容等の情報を避難行動要支援者のデータベースとしてまとめ名簿を作成し、関係課と共有する。	地域防災計画に定める、名簿に掲載する者（要支援・要介護状態の高齢者、障害者）	○	○			○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
福祉のまちづくり推進協議会運営事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成16年8月1日 令和5年4月1日	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき設置された協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	協議会委員及び委員公募応募者、議題に含まれる個人情報	○	○	○	○	○	○	
災害甲慰金等支給事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民の福祉及び生活の安定に資するため、さいたま市災害甲慰金の支給等に関する条例に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族や自然災害に被害を受けた世帯の世帯主に対して、適正に甲慰金等を支給する。	被害を受け死亡した者のその遺族・被害を受け障害を負った本人・被害を受けた世帯	○	○	○		○	○	
要支援者早期発見ネットワークの推進	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成24年8月1日 令和5年4月1日	要支援世帯を早期に把握・発見するために、地域の見守りに加え、電気、ガス、水道といったライフライン事業や新聞コンビニ、市報コンビニ事業所、宅建協会等の協力の下、検針や郵便業務の日常業務等のなかで、生活の異変に気付いた際、連絡を受け付け、関係機関と情報を共有し、生活改善のための支援を行う。	要支援世帯、相談者、情報提供者	○	○	○	○	○	○	
福祉有償運送運営協議会の運営	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成17年8月16日 令和5年4月1日	福祉有償運送は、社会福祉法人やNPO法人が実施する、「移動制約者」を対象とした自家用車による運送サービスのことをいう。市は「運営協議会」を組織し、事業の必要性や運送の対価の妥当性について協議を行うため、委員の選任、事務連絡等を行う。委員は公表すると共に、総務課へ報告する。	協議会委員、運転者名簿、旅客名簿	○	○	○	○	○	○	
さいたま市戦没者追悼式挙行事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市と4遺族会（浦和・大宮・与野・岩槻）の共催により、戦没されたご英霊の安らかなご冥福と、肉親を失われた深い苦しみに耐え、幾多の苦難を乗り越えてこられたご遺族に対し、敬意を表する式典を行う。	来賓（国会議員・県議会議員・市議会議員・福祉団体関係者）、遺族会員	○	○					
市産休等代替職員費用補助事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成15年10月1日 令和5年4月1日	児童福祉施設等の職員が出産、傷病のため長期にわたって休暇を必要とした場合において、代替職員を臨時任用した場合、予算の範囲内で補助金を交付する。	申請施設の職員、臨時任用職員	○	○			○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
社会福祉施設職員キャリアアップ支援事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成23年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉施設職員が参加した研修費用及び研修に参加している職員の代替職員の人件費を補助する。	申請社会福祉施設の職員	○	○					
社会福祉法人設立、準備審査会・審査会事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設等整備及び介護老人保健施設整備の許認可並びに補助金等交付に係る事務の適正化を図る。また、本市における施設の整備計画との整合性を図る。	社会福祉法人設立準備委員会委員、審査会委員、社会福祉施設等整備計画者及びその関係者	○	○	○	○	○		
地域福祉専門分科会運営事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉審議会地域福祉専門分科会を運営し、保健福祉総合計画の進行管理、ふれあい福祉基金の審査等を行う。委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は、総務課及び秘書課へ報告する。	分科会委員	○	○	○				
福祉サービス苦情調整事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成15年2月1日 令和5年4月1日	市が設置する社会福祉施設において行う社会福祉事業に対する利用者からの苦情に対し、適切な対応や円滑かつ円満な解決を図るための体制を整備する。苦情調整員を選任し、必要な事務連絡等を行う。選任された委員については名前と略歴を公表する。	相談者及びその家族、苦情調整員	○	○					
叙勲褒賞等表彰候補者推薦事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	多年に渡り地域福祉の推進に尽力し、その功績が顕著と認められる個人及び団体に対して、その功績を称えるため、県社会福祉協議会・叙勲褒賞・厚生労働大臣表彰に推薦する。	社会福祉事業従事者及び社会福祉団体関係者	○	○					
社会福祉連携推進法人認定事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	令和4年4月1日 令和5年4月1日	地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の認定を行う。	社会福祉連携推進法人の役員及び評議会構成者	○	○		○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
電力・ガス・食糧品等 価格高騰重点支援給付 金給付事業	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	令和5年4月1日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用してエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する。	電力・ガス・食糧品等価格 高騰重点支援給付金対象者	○		○		○	○	
令和5年台風第2号等 大雨災害埼玉県義援金 配分事業	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	令和5年9月11日	埼玉県より配分された令和5年台風第2号等大雨災害埼玉県義援金について、被災した市民から申請を受け付け、義援金の配分を行う。	令和5年台風第2号等大雨 災害により被害を受けた市民	○		○		○		
埼玉県思いやり駐車場 制度利用証交付事務	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	令和5年11月1日	駐車区画の適正利用を推進するために、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に、公共施設や商業施設等の協力施設に設置されている障害者等専用駐車区画を優先的に利用できる利用証を交付する。	障害者、高齢者等、妊産婦、 難病患者、けが人等	○					○	
物価高騰対応重点支援 給付金給付事業	市長 福祉局 生活福祉部 福祉総務課	令和5年12月22日	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定) についての対応として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する。	物価高騰対応重点支援給付 金対象者	○		○		○	○	
福祉事務所嘱託医委嘱 事務	市長 福祉局 生活福祉部 生活福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	生活保護法における医療扶助及び施設において、専門的判断・必要な助言指導等を行う嘱託医を委嘱すること	さいたま市内開業医又は市 内勤務の医師	○		○				
生活保護事務	市長 福祉局 生活福祉部 生活福祉課	平成13年5月1日 令和6年1月22日	生活困窮世帯に最低生活を保障するとともに、自立を助長する目的で面接・申請・決定・支給・訪問指導等を行い、必要に応じて関係機関と情報を共有する。市民等から情報を得て必要な対応を講じる。なお、費用返還義務の生じた場合は回収を図り、収納対策課等関係債権管理課と共同し、困難事案の解決を図る。	生活保護の相談・申請・受 給者・生活保護行政の適正 化に係る通報者及び通報の 対象者	○	○	○	○	○	○	○

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
行旅病人及び行旅死亡人取扱事務	市長 福祉局 生活福祉部 生活福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	行旅病人及び行旅死亡人であって救護者や引取者等の無い者に対して、医療・埋火葬の事務を行う。	行旅病人及び行旅死亡人	○	○	○	○	○	○	
中国残留邦人等に対する支給給付事務	市長 福祉局 生活福祉部 生活福祉課	平成20年4月1日 令和5年4月1日	中国残留邦人等で永住帰国した者の自立支援を行うことを目的とし、生活保護法による保護の取扱いに準じて面接・申請・決定・支給・訪問等を行うものとする。なお、費用返還義務の生じた場合は、徴収に関して回収対策課等関係債権管理課と共同し、困難事案の解決を図る。	支給給付の相談・申請・受給者	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市生活困窮者学習支援事業事務	市長 福祉局 生活福祉部 生活福祉課	平成27年3月11日 令和5年4月1日	生活困窮者世帯の子どもに対して、基礎学力の向上、大人と触れ合う居場所の提供等の総合的な学習支援を実施することで、大人になって再び経済的に困窮するという「貧困の連鎖」の防止と、子どもの健全育成の増進を図る。	生活保護受給世帯、児童扶養手当全額受給世帯等の生活困窮者世帯の子ども及びその家族	○	○	○	○	○	○	
第二種社会福祉事業の届出、指導、検査事務	市長 福祉局 生活福祉部 生活福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市内の生計困難者に対する社会福祉事業の適正な実施のため、社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち、生活相談事業（第1号）、無料低額宿泊事業（第8号）及び無料低額診療事業（第9号）の開始・変更・廃止に係る届出、検査及び指導事務を行う。	事業関係者	○	○	○	○	○		
市適正化条例に基づく届出、検査、指導事務	市長 福祉局 生活福祉部 生活福祉課	平成25年10月1日 令和5年4月1日	市内の被保護者等住居・生活サービスを提供する事業者の業務の適正な運営を確保するため、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（以下「市適正化条例」という。）に基づき、事業者の届出受付、検査、指導に関する事務を行うと共に、制度の運用の際に必要な事項を調査する。	事業関係者、施設利用者	○	○	○	○	○		
福祉まるごと相談窓口事業	市長 福祉局 生活福祉部 生活福祉課	令和4年4月1日 令和5年4月1日	複雑化・複合化する地域生活課題に対応するために、生活困窮をはじめ、高齢、障害、子ども・子育て等の相談を幅広く受け付ける窓口を設置し、福祉に関する複合的な課題を抱えている者の相談を世帯単位で包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行うなど、関係機関との連携・協同を通じて、包括的な支援体制の構築を推進する。	相談者、生活困窮者、生活困窮者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者	○	○	○	○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
社会福祉施設等指導監査事務	市長 福祉局 生活福祉部 監査指導課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉法等関係法令の規定に基づき、市長が所管する社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設に対し指導監査を実施するため。	社会福祉法人、社会福祉連携推進法人の役員等及び社会福祉施設等の職員	○	○			○		
障害福祉サービス事業者等指導監査事務	市長 福祉局 生活福祉部 監査指導課	平成19年4月1日 令和5年7月5日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対し実地指導を行うため。	障害福祉サービス事業者等職員、利用者及び利用者の家族	○	○	○	○	○	○	
介護保険事業者指導監査事務	市長 福祉局 生活福祉部 監査指導課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	介護保険法の規定に基づき、介護保険事業者に対し人員及び運営に関する基準等について実地指導及び監査を実施するため。	介護保険事業所従業者、利用者及び利用者の家族	○	○	○	○	○	○	
国民健康保険税の収納事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	未納者に対する督促状・催告書発送、収納事務（消込）、口座振替事務、過誤納金の還付充当事務（請求に応じ、証明書を交付することを含む）。口座振替事務にあっては、希望者から金融機関を経て口座情報を取得し、当該口座を利用して収納・還付を行う。	国民健康保険税の納税義務者	○	○	○		○		○
国民健康保険税の滞納整理事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	税の負担の公平性を保ち国保財政の安定化を図るため、国民健康保険税を滞納している納税義務者に対して滞納整理を行う。概要としては滞納者の滞納管理及びその収納業務に関する納税指導を行う事務である。納税指導の起点は収納事務の他、資格、給付、保健事業を含む。	国民健康保険税の滞納者	○	○	○	○	○	○	
国民健康保険診療報酬に関する事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保険医療機関等が国民健康保険被保険者に対して療養の給付（疾病や負傷の治療）を取扱った場合に、診療の対価として、保険者から保険医療機関等に支払う事務。	国民健康保険被保険者	○		○			○	○

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
保健事業	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図り、疾病予防に資するために行う事業、特定健康診査、国保人間ドック、国保健康診査、特定保健指導ほか、必要に応じて、健康診査結果、保健指導結果等を関係機関に提供し、情報の共有を図ることで疾病の早期発見に努める。	国民健康保険被保険者及びその関係者	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険運営協議会運営事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、国民健康保険法の規定に基づき設置する市長の諮問機関	国民健康保険運営協議会委員	○	○	○		○		
保険給付事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	国民健康保険被保険者が疾病、負傷について、医師・歯科医師の診療等を受けた場合、また出産及び死亡に関しての保険給付事務。	国民健康保険被保険者	○		○	○	○		○
国民健康保険税の賦課事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	当該年度において必要とされる国民健康保険事業に要する費用に充てるため国民健康保険税を被保険者に課する。世帯ごとに被保険者の人数及び所得を把握し、算定式に当てはめ賦課する。	国民健康保険被保険者資格を有する者のいる世帯主	○	○	○	○	○	○	○
国保の加入、脱退、資格の変更及び得喪事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	窓口での国民健康保険の加入、脱退等の異動受付、及び受付の内容に基づいた資格の入力事務	国民健康保険被保険者資格を有する者	○	○	○		○	○	○
国民健康保険被保険者証の作成・交付事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	国民健康保険加入世帯ごとに電算入力し、被保険者証を打ち出し、被保険者に交付する。	国民健康保険被保険者資格を有する者	○	○		○	○	○	○

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
国民健康保険被保険者 賦課資料の整理・保管	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	国民健康保険被保険者及び介護保険第2号被保険者の資格・賦課内容を検索できるように整理・保管する。	国民健康保険被保険者資格 を有する者	○	○	○	○	○	○	
国民年金の資格管理及び 調査に関する事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	住基情報を基礎に、被保険者からの届出を受理・審査し、国民年金の基礎データとなる資格管理を行うとともに、年金相談、免除勸奨、免除申請及び裁定請求等の処理を行うもの。なお、受給者については、所得の調査、現況届の受理等を行う。また、国民年金法に基づき、必要な情報を年金事務所及び埼玉事務センターへ提供する。	国民年金の加入者及び届出 のあった者	○	○	○		○	○	○
診療報酬明細書等（レ セプト）開示事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 平成18年6月21日	被保険者等からの診療報酬明細書等の開示依頼に対し、さいたま市国民健康保険による診療報酬明細書等の開示にかかる取扱要領により開示等を行うもの。	開示依頼者（本人及び遺族）	○	○			○	○	
高額療養費貸付事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高額療養費の支給対象となる療養を受けた場合、一部負担金の支払に困難な者（世帯主）に対し、療養に必要な資金を貸付し援助する。滞納がある場合は、督促等を行い、徴収する。	さいたま市国保加入者のう ち申請した者	○	○	○		○	○	
国民健康保険診療報酬 明細書等に関する事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	国民健康保険の給付の適正化を目的とする、診療報酬明細書等の点検とそれに伴い発生する第三者行為の求償、不当利得の請求等（滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する等の事務を含む。）の事務	国民健康保険被保険者	○		○		○	○	○
後期高齢者医療制度	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成19年7月23日 令和5年7月4日	国民皆保険制度を堅持し、市民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため。	75歳以上の方および65 歳から74歳の寝たきり等 の方とそれぞれの同一世帯 に属する方。	○	○	○		○	○	○

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
在日外国人等福祉手当支給事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	国民年金法の制度的な理由から、年金の受給権を得られなかった在日外国人高齢者及び障害者等に福祉手当を支給することにより、公的年金制度を補完し、その福祉の増進を図ることを目的とする。	「さいたま市在日外国人高齢者・障害者等福祉手当」の申請者、届出者、受給権者、未支給請求者。	○		○		○	○	
国民健康保険一部負担金免除・徴収猶予事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成23年6月1日 令和5年4月1日	本市国保加入者で、災害や農作物不作、事業の休廃止や失業により一時的に生活困窮に陥った方が入院する場合で、調査の結果、収入や貯蓄金の額が基準に合致する場合、申請により入院時一時負担金を免除・徴収猶予することで、救済を図る。結果の通知等は、本人や必要に応じて医療機関に送付し、制度の円滑な運用を図る。	さいたま市国保加入者のうち申請した者	○	○	○	○	○	○	
出産費貸付事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	出産費貸付をおこなうもの。貸付に当たっては、申請を受け付け、審査をおこなう。また、滞納がある場合は、取納対策と連携し、督促等を行い徴収する。	出産費貸付対象者	○		○		○	○	
年金生活者支援給付金の支給に関する業務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	平成31年2月1日 令和5年4月1日	年金生活者支援給付金の支給に関する請求書等を受理し、日本年金機構へ報告する。また、給付金の支給に関する処分に必要な資料として、厚生労働大臣から求められている所得情報を国保中央会・国保連合会を経由して日本年金機構に提供する。	給付金請求書等提出者本人及び給付金受給対象者とその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者	○		○		○		
後期高齢者保健事業	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	令和2年4月1日 令和5年4月1日	後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図り、疾病予防に資するために行う事業。後期高齢者人間ドック、後期高齢者健康診査、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」にかかわる保健指導事業ほか。必要に応じて、健康診断結果、保健指導結果等を関係機関に提供し、情報の共有を図ることで疾病の早期発見に努める。	市内65歳以上の高齢者及びその関係者	○	○		○	○	○	
国民年金被保険者実態調査事務	市長 福祉局 生活福祉部 国保年金課	令和2年11月1日 令和5年4月1日	国民年金法第108条の3の規定に基づく統計調査として、被保険者本人及び世帯の所得の状況、保険料の納付状況について調査票を作成し、厚生労働省へ提出する。	国民年金第1号被保険者及びその世帯員	○		○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
老人ホーム入所判定事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	老人ホームへの入所申請に基づき、医学、日常生活動作、精神状況、経済的状況、家族及び住居の状況などの総合判定を行う老人ホーム入所判定委員会を開催し、老人ホーム入所対象者としての適正化を図る。	老人ホーム入所申請者、老人ホーム入所判定委員会委員	○		○	○	○	○	
老人ホーム入所措置事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	老人福祉法に基づき、援護を必要としている高齢者に対して、老人ホームへの入所措置を行う。	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者	○	○	○	○	○	○	
ケアハウスぎんもくせい入所者管理事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	・軽費老人ホームの一種で自炊ができない程度の身体機能の低下があり、また、独立して生活するには不安があるが、日常生活では介護を必要としない人で、家族による援助を受けることが困難な人を入所対象とする施設です。・入所者に対しての入退所の可否決定、利用料決定、納入管理を行うこと。	ケアハウス入所者及びその家族	○		○		○	○	
老人クラブ指導・育成事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	単位老人クラブ、地区及び市老人クラブ連合会へ、会員数及び活動日数に応じて補助金を交付し、老人クラブの指導・育成を行う。	単位老人クラブ会員	○				○		
介護老人保健施設きんもくせい利用者管理	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	・病院と在宅をつなぐ通過型の施設で、病状が安定期にあり、入院治療を必要としないが、リハビリテーション・看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする、寝たきり老人や痴呆性老人を対象とする施設です。・利用の可否決定、利用料決定、納入管理及び介護報酬請求事務を行うこと。	介護老人保健施設利用者及びその家族	○		○	○	○	○	○
社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成10年11月11日 令和5年4月1日	さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
介護老人保健施設きんもくせい利用料収納	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成5年5月1日 令和5年4月1日	介護老人保健施設利用者の利用料の納入管理を行うこと	介護老人保健施設利用者及びその家族	○		○	○			
ケアハウスぎんもくせい利用料収納事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	ケアハウス入所者の利用料の納入管理を行うこと	ケアハウス入所者及びその家族	○		○				
浴場利用事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市内の公衆浴場で利用できる浴場利用券を発行し、公衆浴場での入浴の機会を増すことにより、その福祉の増進を図る。	65歳以上の単身・高齢者のみ世帯で入浴券希望申請者	○						
生活援助員派遣事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	身体上又は精神上の理由により日常生活を営むのに支障のある高齢者に対して、生活援助員を派遣し、家事援助など生活支援及び自立の援助を行う。	65歳以上の単身高齢者または高齢者のみ世帯で、生活援助員利用申請者	○		○		○	○	
在宅高齢者等宅配食事サービス事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	健康管理・孤独感の解消・安否の確認などを目的として、定期的に食事を配達する。	市内在住の65歳以上で単身高齢者・高齢者のみ世帯の宅配食事サービス申請者	○				○	○	
重度要介護高齢者手当支給事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	身体上または精神上の障害のため日常生活に支障のある高齢者の経済的な負担を少しでも和らげるために月額10,000円を支給する。	65歳以上の重度要介護高齢者手当支給申請者	○		○	○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
重度要介護高齢者紙おむつ支給事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	常時紙おむつを使用している在宅の高齢者に対し紙おむつを支給し、本人及び家族の経済的、精神的負担を軽減する。	65歳以上の重度要介護高齢者紙おむつ支給申請者	○		○	○	○	○	
敬老祝金事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	敬老の日現在で、満75歳以上かつ、5歳毎の年齢の方及び100歳以上の方に祝金を贈呈し、長寿をお祝いする。	満75歳以上かつ5歳ごとの年齢の方及び100歳以上の方。	○		○				
高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	民間の賃貸住宅に居住する高齢者が、住宅の所有者から住宅の取り壊しなどのため立ち退きを求められ、市内の他の住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成する。	65歳以上のひとり暮らし等で住宅の取り壊しなど家主の自己都合により立ち退きを求められた家賃助成申請者	○		○		○		
生活支援ショートステイ事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者で生活習慣の確立を要する方、やむを得ない理由で在宅での介護が困難な方を養護老人ホームなどに短期間入所させる。	65歳以上の生活支援ショートステイ利用申請者	○			○	○	○	
単身高齢者及び高齢者のみ世帯調査事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者福祉の増進及び地域の実情把握のため、地域の民生委員に依頼するなどの方法で、単身高齢者数及び高齢者のみ世帯数、居住地、実態、生活状況などを調査する。	65歳以上の単身高齢者及び高齢者のみ世帯	○			○	○	○	○
福祉電話設置事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	ひとり暮らし高齢者のうち、電話回線を保有していないものであって、単身高齢者の見守り事業の利用希望者に対して福祉電話を設置する。	65歳以上の単身高齢者のうち、電話回線を保有していない者であって、高齢者福祉電話設置運営要綱上の要件に該当するもの	○		○		○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
あんしんコールセンター相談事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	ひとり暮らし高齢者の不安を解消し、急病、事故等の緊急時に対処するため、緊急通報機器の設置に係る相談、申請受付、調査、委託業者への連絡、消防局の端末機に入力、維持管理を行う。	65歳以上で、慢性疾患等で発作等の症状を持つ独居老人で緊急通報機器設置申請者	○					○	○
重度要介護高齢者等寝具乾燥事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	家庭において寝具類の乾燥などを行うことが困難な高齢者に対し、寝具乾燥・消毒・丸洗いをを行う。	65歳以上の重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒事業利用申請者	○					○	○
日常生活用具給付事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	ひとり暮らしの高齢者に対して、日常生活の手助けとなるようシルバーカー、電磁調理器を給付する。	65歳以上のひとり暮らし高齢者または生活保護世帯及び市県民税非課税の方で、日常生活用具の給付申請者	○		○			○	○
シニアユニバーシティ事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者の生きがい対策の一環として、高齢者に対して学習の機会を提供することで、急激な社会環境に対応する能力と身体の健康を培い、併せて社会参加への道を開き生きがいを高めることを目的とし、高齢者大学を設置している。	現在のシニアユニバーシティ学生及び過去の応募者	○						
シルバーカード発行事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	満65歳になられた市民及び満65歳以上の転入者に、緊急連絡先等を記入できるシルバーカードを発行し、高齢者福祉の啓発を行う。	満65歳以上の市民	○						
百歳慶祝事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	満100歳の誕生日に訪問し、記念品を贈り、長寿をお祝いする。また、敬老の日前後に市内に居住する最高齢者（男女各1名）を訪問し、記念品を贈り長寿をお祝いする。	満100歳を迎える方及び市内最高齢者	○						○

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
敬老会・敬老記念品事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	「敬老の日」を中心に敬老会の開催や記念品をお贈りする地域の活動を支援し、長寿を尊び、高齢者を敬愛する気風の醸成を図る。	市内に居住する75歳以上の方	○						○
グリーンヒルうらわデイ利用料収納事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成5年10月1日 令和5年4月1日	デイサービスセンター利用者の利用料の納入管理を行うこと	デイサービスセンター利用者及びその家族	○		○	○			
グリーンヒルうらわデイ利用者管理事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成5年10月1日 令和5年4月1日	・利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行います。また、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めます。・利用の可否決定、利用料決定、納入管理及び介護報酬請求事務を行うこと。	デイサービスセンター利用者及びその家族	○		○	○	○	○	○
グリーンヒルうらわ在宅介護利用者管理事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成12年4月1日 令和5年4月1日	・在宅で介護に当たっている家族が保健・福祉サービスが受けられるよう調整したり医療機関とも連携を取り、総合的に高齢者と家族の方を支援していくもので、介護保険制度の指定居宅介護支援事業者の指定も受けている。 ・ケアプランの作成、介護報酬請求事務を行う。	老人保健・老人福祉サービスの利用者及びその家族	○		○	○	○	○	○
重度要介護高齢者訪問理容サービス事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	外出が困難である高齢者（介護度3・4・5）及び障害者に対し、理容師が家庭を訪問し、理髪等を行うことにより、衛生管理をし、精神的・経済的負担の軽減を行う。	市内在住の65歳以上の方及び介護保険の被保険者で重度要介護高齢者訪問理容サービス申請者、理・美容師	○	○	○		○	○	
徘徊高齢者等探索サービス事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	徘徊のみられる高齢者に端末機を貸し、身につけてもらい、居場所が分からなくなった時、家族がセンターへ電話することにより、現在位置の探索を行う。	徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、徘徊高齢者等探索サービス申請者	○				○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
敬老マッサージ助成事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市登録の施術者において、あん摩・マッサージ又は指圧を受けた場合、施術料の一部を補助するため、年間3枚（1枚1,000円分）の補助券を発行する。	75歳以上の敬老マッサージ補助券申請者	○						
シルバー作品展示会事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者の豊かな経験と能力を生かした作品を広く市民に知っていただき、さらに創作意欲を高め、生きがいとなるように年1回作品展示会を開催する。	60歳以上で創作活動を職業としていない作品出品者	○						
要介護高齢者居宅改善費補助事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者の居住環境を改善し、福祉の増進を図るために、身体上の障害により日常生活に介助を必要とする高齢者の居宅改善をするための経費の一部を補助する。	65歳以上の要介護高齢者居宅改善費補助申請者	○		○		○	○	
シルバーゲートボール大会事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市内に居住する60歳以上の方を対象に、健康増進、生きがいの確保を目的とし、ゲートボール大会を実施する。	60歳以上のシルバーゲートボール大会参加者	○						
老人福祉センター運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、老人福祉センターを運営する。	施設利用者	○		○	○	○	○	
老人憩いの家運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	老人に対し、憩いの場を供与し、老人の福祉の増進を図るため、老人憩いの家を運営する。	施設利用者	○			○			

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
健康福祉センター西楽園運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民の健康の維持及び増進を図るとともに、市民相互のふれあいと交流を促進することにより、広く福祉の向上に寄与するため、健康福祉センター西楽園を運営する。	施設利用者	○			○	○	○	
高齢者相談業務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者に関する様々な問題について相談を受け付け、当該高齢者に最も効果的な処遇を行うことにより、高齢者の福祉の向上と権利の保護を行う。	原則65歳以上の高齢者・相談者	○	○	○	○	○	○	
介護予防高齢者住環境改善支援事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成24年8月1日 令和5年4月1日	高齢者の居住環境を改善し、要支援・要介護状態となることを予防するため、さいたま市介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付要綱に基づき、高齢者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者	○		○	○	○		
高齢者の権利の擁護等に関する事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成25年7月1日 令和5年4月1日	誰もが安心して長生きできるまちづくり条例の理念に基づき、市が地域包括支援センター等の関係機関や地域社会と広く連携し、高齢者に対する虐待の防止等を通じて、高齢者が安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指す。	高齢者、養護者、相談者又は通報者	○	○	○	○	○	○	
いきいきボランティアポイント事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成23年10月1日 令和5年4月1日	シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業に登録した福祉施設等でボランティア活動した60歳以上の市民の方にポイントを与えこれが一定以上貯まったら奨励金などと交換する事業。制度への登録事務及びポイント交換事務のため個人情報を利用する。	申請者	○		○	○	○		
長寿応援ポイント事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成24年10月1日 令和5年4月1日	シルバーポイント（長寿応援ポイント）事業に登録した団体に活動した65歳以上の市民の方にポイントを与えこれが一定以上貯まったら奨励金と交換する事業。事業への登録事務及びポイント交換事務のため個人情報を利用する。	申請者	○		○	○	○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成28年11月1日 令和5年4月1日	老人福祉法第20条の8の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」について、3年を1期として一体的に策定する。計画策定にあたり、市民のニーズを把握するため、アンケート調査を実施する。	市内在住の65歳以上の方 及びその家族	○	○	○	○	○	○	
アクティブチケット交 付事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成24年10月1日 令和5年4月1日	高齢者の社会貢献意欲を引き出し社会活動に繋げるとともに、高齢者の生きがい・健康づくりにつなげることを目的としています。	対象者	○						
デイサービスセンター 運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	大砂土、上峰、槻寿苑及び与野本町の各老人デイサービスセンターの管理運営を行うとともに、使用料の納入管理を行う。	対象者	○		○	○	○	○	
ひとり暮らし高齢者安 否確認等事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅のひとり暮らし高齢者に対し安否を確認し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	対象者	○				○		
ワークプラザ運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	大宮、浦和、三室の各ワークプラザの管理運営を行う	施設利用者	○						
高齢者世話付住宅生活 援助員派遣事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者世話付住宅に居住する高齢者等に対し、その者の居住する住宅又は隣・近接するデイサービス運営事業を実施する老人福祉施設等から生活援助員を派遣してこれらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。	申請者及び対象者	○		○	○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
高齢者生きがい活動センター運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成19年4月1日 令和5年4月1日	高齢者生きがい活動センターの管理運営を行う	対象者	○			○			
全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手派遣事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	すべての人々が健康で、生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるとともに、世代間・地域間の交流を通じて、高齢者がいつまでも社会の一員として活躍できる長寿社会づくりを図るため開催される、健康福祉祭へ選手を派遣する、全国健康福祉祭さいたま市実行委員会の事務局事務を行う。	対象者	○			○		○	
年輪荘運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターを有する老人福祉施設である年輪荘の管理運営を行うとともに、使用料の納入管理を行う。	対象者	○		○	○	○	○	
セカンドライフ支援事業	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成29年11月1日 令和5年4月1日	定年退職後や子育てを終えた後等における市民の社会参加を促進するため、相談を受け付け、適切な助言や支援を行う。ボランティアのマッチング、求人情報の収集及び提供、地域活動の収集及び提供	登録者	○				○		
高齢・障害者権利擁護センター運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	主に、区福祉事務所等に対する高齢者・障害者の権利擁護・虐待防止に関する助言や、認知症や障害がある方などに対する後見的支援を行う。	高齢者及び障害者に対する虐待及び差別事案の対応関係者。市民後見人候補者。成年後見制度利用者(利用を検討している者含む)	○	○	○	○	○	○	
宝来グラウンド・ゴルフ場運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	令和2年6月1日 令和5年4月1日	高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、市民の健康の増進を図るために運営。	利用者	○			○			

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
成年後見制度利用支援事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	老人福祉法第32条により後見開始等審判請求を行う。後見人等候補者及び選任された後見人等に被後見人等の情報を提供する。審判請求準備中に親族が請求の意向を示した場合は、当該親族への情報提供等により親族の請求を支援する。後見人等への報酬を負担する資力の無い高齢の被後見人等に、その全部又は一部を助成する。	判断能力が不十分な高齢者、親族、介護等にかかわる者、後見人（候補者含む）	○	○	○	○	○	○	
高齢者等の移動支援事業補助金交付事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	令和3年4月1日 令和5年4月1日	地域住民等が主体となり実施する高齢者等の移動支援事業を支援するため、高齢者等の移動支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金交付の申請を受け付け、補助金交付事務を行う。	高齢者等の移動支援事業補助金の申請者	○		○				
障害者控除対象者認定事務	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	所得税法施行令第10条並びに地方税法施行令第7条及び第7条の15の11の規定に基づき、障害者控除に係る障害者に準ずる者として認定を行う。	障害者控除認定者	○			○		○	
シルバー元気応援ショップ事業	市長 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	平成22年9月1日 令和5年4月1日	高齢者の生活を支援し積極的な社会参加を促進するとともに、市内の経済活動の活性化を図ることを目的として実施するシルバー元気応援ショップ事業について協賛店の登録を行う。	シルバー元気応援ショップ事業協賛店の登録事業者	○	○					
地域支援事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、生活機能評価、介護予防事業、包括的支援事業等を実施する。また必要に応じて、関係機関と情報を共有する。	市内の65歳以上の高齢者及びその関係者	○	○	○	○	○	○	
徘徊見回りSOSネットワーク事業	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	徘徊のために行方が分からなくなった高齢者等を、さいたま市、介護保険サービス事業者等が、行方不明者の情報を共有し協力して、できるだけ早く発見・保護し、ご家族の元などへ安全にお返しするためのネットワーク。行方不明報には、全庁・関係機関と情報を共有する。	徘徊する可能性の高い市内に居住する高齢者等	○			○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
認知症初期集中支援推進事業	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年10月1日 令和5年4月1日	介護保険法第115条の4第2項第6号に基づき、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、支援対象者の情報収集、訪問、アセスメント、チーム員会議による支援方針の検討及び支援の実施、支援終了後の地域への引き継ぎを実施する。必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	市内の40歳以上の認知症が疑われる人又は認知症の人とその家族	○	○	○	○	○	○	
認知症高齢者等総合支援事業	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年10月1日 令和5年4月1日	認知症の人とその家族を総合的に支援するため、市民からの認知症に関する相談応需、医療・介護・福祉等の専門職を対象とする研修、市民を対象とした各種観望、認知症情報共有バスの交付、認知症の方の活動交流や家族介護者の交流会等の各種事業を実施する。また、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	市内の40歳以上の認知症が疑われる人又は認知症の人とその関係者	○	○	○	○	○	○	
地域支援事業（総合事業）事務	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年10月8日 令和5年4月1日	介護保険法に基づく要支援認定者等に対するサービスについて、既存の介護事業所サービスに加えNPO、民間団体等の高齢者福祉サービス提供を行う。また、今後、必要なサービスを行うにあたり、充実させたいサービスに関するアンケート調査を実施する。	市内に住所を有する要支援1・2の被保険者	○		○	○	○	○	
一般介護予防事業評価事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和1年10月25日 令和5年4月1日	介護保険法第115条の45に基づき、一般介護予防事業の評価・改善を目的として、一般介護予防事業評価事業を実施する。実施方法は、無作為抽出した対象者へのアンケート調査とし、調査結果は事業の評価・改善に活用する。必要に応じて関係機関と情報を共有する。	要介護・要支援認定を受けていない第1号被保険者	○	○	○	○	○	○	
高齢者保健・介護予防推進事業	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和2年4月1日 令和5年4月1日	医療未受診・介護サービス未利用の後期高齢者の健康状態把握し、必要な方に家庭訪問による保健指導を実施するとともに、口腔機能維持・向上を図るため、高齢者が主体的に体操等を行う「住民主体の通いの場」へ歯科衛生士を派遣し、対象者の情報を市内関係課及び市外関係者と共有し活用する。	市内65歳以上の高齢者及びその関係者	○	○		○	○	○	
「高齢者と私」絵画作品募集	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和3年7月8日 令和5年4月1日	子どもたちが、高齢者と共に暮らし、同じ地域の一員として親しみを感じるきっかけをつくるため、市内在住・在学の小中学生から高齢者に関する絵画作品を募集する。応募者全員に参加賞を贈呈する。	「高齢者と私」絵画作品募集応募者	○	○			○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
高齢者生活支援推進協議会運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年9月1日 令和5年4月1日	さいたま市高齢者生活支援体制整備事業実施要項に基づき設置されたさいたま市高齢者生活支援推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡や費用弁償等を行う。	さいたま市高齢者生活支援推進協議会委員	○	○	○		○		
地域の担い手養成研修事務	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成28年4月1日 令和5年4月1日	介護保険法115条の45第2項第5号に基づき、地域コミュニティや地域活動等への興味・関心を喚起し、新たな地域の担い手の養成を目的として研修を実施する。研修受講者の募集、研修修了者名簿の保有及び地域コミュニティの活性化のため、必要に応じ関係機関に対し情報提供を行う。	地域の担い手養成研修受講者	○						
高齢者生活支援体制整備事業事務	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年9月1日 令和5年6月19日	介護保険法115条の45第2項第5号に基づき、介護予防及び日常生活の支援の基盤整備のため、地域にあるネットワークサービスの把握、サービス提供主体のネットワークづくり及び地域社会資源の創出を行い、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができる地域づくりを進める。また必要に応じて、関係機関と情報を共有する。	市内の65歳以上の高齢者とその関係者（主に地域でボランティア活動等を実施する団体の関係者）	○	○			○	○	
さいたま市認知症高齢者等見守りシール事業	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和4年2月1日 令和5年4月1日	認知症高齢者等の安全確保とその家族への支援のため、身元不明者として保護された高齢者の安否情報等を関係者間でインターネット接続環境下において通言により共有し、対象高齢者等の早期の保護に努める。	外出中に行方不明になる可能性の高い高齢者及びその家族等	○				○	○	
さいたま市ケアラー相談事業業務	市長 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和4年12月26日 令和5年4月1日	専門的な知識を備えた相談員が、様々な悩みや心配事・不安を抱えたケアラーからの相談を受け、適切な助言や支援を行う。また、必要に応じて受付した相談内容を関係機関に提供し、情報共有や連携等を行うことで、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図る。	さいたま市内在住のケアラーまたは、さいたま市内在住の方をケアしているケアラー	○	○	○	○	○	○	
被保険者資格管理事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	介護保険の被保険者を把握し、被保険者証の交付、要介護認定、保険料の算定、保険給付を行なう際の資格確認のため	1 さいたま市在住の65歳以上の方 2 住所地特例者	○		○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
要介護認定事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	介護サービスを必要とする方からの申請を受け付け、訪問調査の結果及び主治医の意見書に基づき、さいたま市介護認定審査会にて認定を行い、結果を通知する。また、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	さいたま市介護保険の被保険者で、かつ認定申請を行った者/認定調査実施者/申請者の主治医	○	○	○	○	○	○	○
介護認定審査会運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	要介護認定を行うさいたま市介護認定審査会の円滑な運営	さいたま市介護認定審査会委員	○	○	○				
認定調査員委託事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	要介護認定事務に必要な訪問調査を指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に委託するが、実際に訪問調査ができるのは介護支援専門員に限られているので、その確認を行う	訪問調査委託事業者に所属している訪問調査員	○	○					
他市町村住所地利者管理事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	さいたま市内の介護保険施設に住所を有している者を把握、管理し、他市町村との被保険者資格の重複、漏れを防ぐ	他市町村からさいたま市内の介護保険施設への転入者	○		○		○		○
介護保険被保険者給付管理事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成12年4月1日 令和5年4月1日	介護保険の給付は、利用者が自己負担割合に応じた費用を負担し、残りの費用を事業者が保険者（さいたま市）に請求することになる。事業者からは国民健康保険団体連合会を経由して、一括請求される。	介護保険の被保険者で要介護認定を受け介護サービスを利用した者及び事業対象者のうち介護予防・生活支援サービス事業を利用した者	○		○	○	○		○
介護保険料賦課管理事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成12年6月1日 令和5年4月1日	介護保険の保険料は所得段階別に区分して算定するため、被保険者の資格情報に所得の情報を付加し保険料を決定する。	介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）	○		○		○	○	○

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
介護保険料徴収事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成12年10月1日 令和5年4月1日	介護保険の安定的運営を図るための財源確保を目的とした第1号被保険者からの保険料徴収を行う。また、徴収において滞納者に対し督促など収納対策課と共同で事案解決に当たる。	年齢65歳以上の市民	○	○	○		○	○	○
老人福祉施設整備費補助金交付事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉法人が整備する施設整備に要する経費の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備を推進するとともに、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的として、交付要綱に基づき、申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者及び申請法人の役員等	○	○	○				
施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	地域密着型特別介護老人ホーム等を市内に整備する民間事業者に対し、開設準備に係る経費をソフト面から支援することで施設整備を促進するために、さいたま市施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金交付要綱に基づき、適正に補助金を交付する。	申請者及び申請法人の役員等	○	○					
軽費老人ホーム事務費補助金交付事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	軽費老人ホーム入所者が低額な料金で施設を使用できるよう、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に基づき、施設設置者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、申請法人の役員及び入居者等	○	○	○				
介護サービス相談員派遣事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成18年11月11日 令和5年4月1日	利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴くことを目的に、市が委嘱した介護サービス相談員を介護保険施設などに派遣する。また、介護サービス相談員養成研修等受講のため関係機関に介護サービス相談員の情報を提供する。	介護サービス相談員	○	○	○	○	○		
地域密着型サービス運営委員会運営事務	市長 福祉局 長寿応援部 介護保険課	平成26年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置するさいたま市地域密着型サービス運営委員会の適正な運営のため、委員の選任、会議の開催等必要な事務を行う。	さいたま市地域密着型サービス運営委員	○	○	○		○		

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
障害者団体福祉事業補助金等交付事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の社会参加を促進し、福祉の向上を目的とした障害者団体の実施する事業に対し、補助金を交付する。	申請者（会長）、会員	○				○	○	
文化作品展開催事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	文化作品展への参加を通して、障害者の創作能力・残存機能の向上と社会参加の促進を図るとともに、障害者に対する理解・啓発を行う。	作品出品者	○				○	○	
障害者政策委員会運営事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者基本法第36条に基づき設置されたさいたま市障害者政策委員会を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については氏名、略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員及び委員公募応募者	○	○	○		○	○	
心身障害者地域デイケア施設関係事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅心身障害者の社会参加促進のため、身近な地域で通所により必要な自立訓練や授産活動の場を提供する。	施設利用者（身体障害者及び知的障害者）	○	○		○	○	○	
障害者団体事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の実態に即した事業を実施するため障害者団体からの要望等を聞くとともに福祉増進のため団体への援護を行う。	障害者団体代表者	○				○	○	
全国障害者スポーツ大会事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	障害者の社会参加を促進するとともに、健康の増進等を図る。	本人	○	○		○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
障害者の権利の擁護に関する委員会	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成23年4月1日 令和5年4月1日	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づき設置された委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員及び委員公募応募者	○	○	○				○
障害者の権利の擁護等に関する事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の理念に基づき、市が自治会等の地域機関と広く連携し、各機関から障害者に対する虐待及び差別の情報収集し防止等を図ることにより、障害者の自立した地域生活の実現を目指す。	障害者、相談者又は通報者、虐待及び差別事案の関係者	○	○	○	○	○		○
障害者総合支援計画策定及び進捗管理業務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	障害者総合支援計画の策定について、策定に係る基礎資料とするため障害者や事業所等に対しアンケート調査やヒアリング等を実施する。	障害者並びに障害福祉事業所及び医療機関の職員	○	○	○		○		○
誰もが共に暮らすための市民会議	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成23年6月1日 令和5年4月1日	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づき設置された誰もが共に暮らすための市民会議を適正に運営するため、委員を市民から公募し、必要な事務連絡等を行う。また、写真はホームページに掲載する。	委員公募応募者	○						○
障害者(児)施設等施設整備費市費補助金事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉法人等が施設整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者(児)施設の整備を推進することを目的として、交付要綱に基づき、申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者及び申請法人の役員等	○	○		○			
発達障害者支援地域協議会運営事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成29年10月1日 令和5年4月1日	発達障害者支援法及びさいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱に基づき設置された協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については、名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員	○	○	○				

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
障害者スポーツ教室開催事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	平成21年4月1日 令和5年4月1日	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強・交流・余暇活動等に資するため、各種の教室を開催し、障害者の社会参加の促進、健康の増進を図ることを目的とする。	申込者及び協力役員等	○	○		○	○		
全国在宅障害児・者等実態調査	市長 福祉局 障害福祉部 障害政策課	令和4年9月21日 令和5年6月30日	身体障害者福祉法第14条に基づき、令和4年全国在宅障害児・者等実態調査の実施にあたり、総務省より割振られた国勢調査区（市内53調査区）より個人情報を収集するもの。また、併せて調査を委嘱する調査員が説明会に出席するため個人情報を収集する。	市内の対象調査区内に居住する全ての市民及び調査員	○		○	○	○	○	
心身障害者医療費支給事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	心身障害者に係る医療保険各法に基づく一部負担等について医療費助成金を支給し、福祉の増進を図る。なお、第三者から当該助成に係る医療給付について損害賠償を受けた者、偽りその他不正の手段により支給を受けた者及び過分の支給を受けた者については、返還させる。滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。	心身障害者手帳1～3級、療育手帳○A、A、B、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、65歳以上で後期高齢者医療広域連合等の障害認定者	○		○		○	○	○
障害者更生訓練費支給事業に関する事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	自立訓練、就労移行支援を利用している障害者であって、一定の所得要件を満たす者に対し、必要と認められる訓練のための経費及び通所のための経費を支給する。また、就職のための経費として、就職支援金を支給する。	施設入所者・通所者（障害者手帳所持者）	○	○	○	○	○	○	
身体障害者居宅改善整備費補助事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	重度身体障害者（児）の居宅の改善整備に要した経費に対し補助金を交付することにより、日常生活の環境改善と自力更生を図る。	申請者及びその世帯員	○		○		○	○	
心身障害者相談事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	心身障害者及びその家族等のかかえる悩み、問題等を解決するため、必要な助言・指導を行う。	相談者（身体障害者および知的障害者本人とその家族）	○	○	○	○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
重度身体障害者（児） 寝具乾燥等事業事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	重度身体障害者（児）に対し、家庭において使用する寝具の乾燥及び丸洗いを行うことにより、障害者（児）の生活の質を確保し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。	身体障害者手帳所持者で、 障害部位が肢体不自由である 1級または2級のもの。	○		○				○
自動車税減免に係る障 害区分証明書発行事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者本人または家族が所有する自動車で、専ら身体障害者の通院、通学、通勤または日常生活における介護に使用する自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免申請に必要な障害内容が記載された障害区分証明書の発行を行う。	申請者（身体障害者1級及 び2～6級の一部、知的障 害者（最重度及び重度）	○						○
生活ホーム事業関係事 務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	心身障害者で自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等でその生活ができない者に生活ホームの利用を通して、社会的自立の助長を図る。	施設利用者（身辺自立をして いる身体障害者及び知的 障害者）	○	○		○	○		○
福祉タクシー利用料金 助成事業	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	重度心身障害者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の一部を助成する。	福祉タクシー利用料金助成 申請者	○		○				○
心身障害者福祉手当支 給事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市心身障害者福祉手当支給条例に基づき、心身障害者福祉手当を支給する事により、福祉の増進を図る。支給に当たっては、申請書を受け付け、受給資格の認定を行う。	申請者（身体障害者手帳1 ～3級、療育手帳、精神障 害者保健福祉手帳1、2級 所持者）及び受給者	○		○		○		○
やむを得ない事由によ る措置に関する事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき、やむを得ない事由による措置を行う。	やむを得ない事由により措 置が必要な者	○	○	○		○		○

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
特別児童扶養手当認定事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、申請書類等の県への進達事務及び申請者への通知。	申請者（身体障害者「1～3級及び4級の一部」及び知的障害者「最重度・重度・中度」）	○	○	○		○	○	○
経過的措施による福祉手当支給事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	昭和61年の制度改正前に福祉手当を受給していた者で、制度改正後に特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない者に手当を支給する。	申請者（制度改正前の福祉手当を受給していた者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給できない者）	○		○	○	○	○	
心身障害者扶養共済制度事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	心身障害者を扶養している保護者が、将来に対して抱えている不安を軽減するため、毎月掛金をかみ、保護者が死亡又は重度の障害状態になった場合、障害者の方に年金を支給する。	申請者（心身障害者（身体障害者1～3級、知的障害者及び精神障害者）を扶養している65歳未満の保護者）及び障害者	○		○		○	○	
リフト付自動車貸出事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	外出困難な重度障害者が車いすに乗ったまま利用できるリフト付き自動車を貸出す制度で、申請に基づき登録証の発行を行う。	申請者（外出の際に車椅子が必要な下肢、体幹、移動機能障害1～3級の身体障害者手帳所持者）	○			○		○	
特別障害者手当給付事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	重度の障害により日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の障害者に経済的支援をおこなうため手当を支給する。	申請者（身体障害者手帳1・2級で、療育手帳「最重度」と同程度の障害が重複している者）	○		○	○	○	○	○
障害児福祉手当給付事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	重度の障害により日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の障害者に経済的支援をおこなうため手当を支給する。	申請者（身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳「最重度」）	○		○	○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名 担当課	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
障害者相談員委嘱事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の福祉の増進を図るため、県から委嘱を受けた民間の協力者である相談員との連絡調整を行う。	知的障害者	○	○	○	○	○		
精神障害者手帳申請に係る診断書料助成事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	精神障害者保健福祉手帳の新規又は更新及び変更に係る医師の診断書料の費用について、補助金を交付するものです。対象の可否確認及び支給事務の際に確認が必要となります。	精神障害者保健福祉手帳申請者	○		○		○	○	
知的障害者短期入所事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅の知的障害者の家族が病気・事故・冠婚葬祭等で一時的に介護ができない場合、障害者を施設に一定期間保護する。	申請者（知的障害者）	○	○	○	○	○	○	
障害者有料道路通行料金割引証交付事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の自立と社会参加を支援するため、その移動のための自動車について有料道路の通行料金割引証の交付を行う。	申請者（身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者でその程度が「最重度・重度」）	○				○	○	
費用徴収（徴収金認定）事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	やむを得ない事由による措置対象者およびその扶養義務者に対し、負担能力に応じた徴収金を課す。	やむを得ない事由による措置対象者およびその扶養義務者	○		○		○	○	
障害者生活支援事業事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	事業者及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関する機関と緊密な連携を保ち、障害者及びその保護者又は養護者の相談に応じるとともに、支援体制の総合的な調整を行う。また、要支援者発見のために、必要に応じて関係機関と共有を図る。	障害者及びその保護者又は養護者	○	○	○	○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
自動車運転免許取得費補助事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	身体障害者の自立を促進するため、運転免許取得に要した費用の補助を行う。	申請者（身体障害者。ただし視覚・聴覚・言語・肢体の障害者は運転免許に必要な条件が付されていること。）及び世帯構成員	○	○	○		○	○	
自動車改造費補助事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	身体障害者の就労等の社会復帰の促進を図るため、自動車取得時その改造に要する費用を助成する	申請者（身体障害者で運転免許に改造が必要とする旨の条件が付されている者。）及び配偶者、扶養義務者	○		○			○	
自立支援給付事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成15年4月1日 令和5年7月5日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者の自立を支援するために必要な福祉サービス（移動支援・日中一時支援を含む。）の支給決定を行う。	障害者福祉サービス事業者等職員、利用者及び利用者の家族	○	○	○	○	○	○	
精神障害者手帳交付事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神障害のために、長期にわたって日常生活または社会への制約があると認められた方に、精神障害者保健福祉手帳を交付する。	申請者	○				○	○	○
自立支援医療事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	身体障害者の更生医療及び精神障害者の通院医療について、所得に応じた利用負担額を決定し、経済的負担を軽減する。	本人及び世帯員	○		○		○	○	○
成年後見人申立事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成18年1月4日 令和5年4月1日	障害等の原因により財産管理が困難な障害者等について、市長の申立により成年後見手続及びその後の援護を行う。	判断能力が不十分な障害者、親族、後見人（候補者含む）等	○	○	○		○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
障害児(者)生活サポート事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の地域生活を支援するために、必要な福祉サービスの提供の決定を行う。	本人及び世帯員	○		○	○	○	○	
訪問理容サービス事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	地域における障害者の生活を支援するため、在宅の障害者に対してサービスを提供し、障害者の清潔を保持し、精神的・経済的負担を軽減する。	申請者(身体障害者手帳1級、療育手帳○A、Aで、理・美容店に行くことが困難な方、訪問理・美容業務事業者)	○	○	○	○	○	○	
社会福祉審議会障害者福祉専門分科会事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	身体障害者手帳申請時に添付する診断書を作成する医師の指定を行う(指定医師審査部会) 自立支援医療(更生医療・育成医療)を実施する医療機関の指定を行う(育成医療・更生医療自立支援医療指定医療機関審査部会)	(指定医師審査部会) 医師本人 (育成医療・更生医療自立支援医療機関指定審査部会) 主として担当する医師・歯科医師、管理薬剤師、訪問看護管理者	○	○			○		
重度障害者入院時コミュニケーション支援	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	障害者の日常における自立と社会参加の促進を図る。	本人	○		○	○		○	
NHK放送受信料の減免証明事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者のNHK放送受信料の減免に係る申請書の内容を証明することで、経済的負担の軽減を図るもの。受け付けた申請書は、NHKあてに送付する。	本人及び世帯員	○		○	○	○	○	○
緊急通報システム事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅で常時注意を要する重度障害者に対し、日常生活上の不安等の軽減を図る。	本人	○			○	○	○	

個人情報取扱事務目録

令和6年 3月 1日

事務の名称	実施機関名	開始 変更 廃止 日 日 日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の 経常的な利用 又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
自動車燃料費助成事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	重度障害者が移動に要する自動車の運行に伴う燃料費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減と生活の利便性の助長を図る。	自動車燃料費助成申請者	○	○	○	○	○	○	
障害児通所支援に係る 給付事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成24年4月1日 令和5年7月5日	障害児通所支援を利用する児童の保護者に対し、障害児通所給付等の支給決定及び給付を行う。	障害児通所支援事業者等職員、18才未満の児童及びその保護者等	○	○	○	○	○	○	
軽・中等度難聴児補聴器 購入費助成事務	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的とする。	申請者（18歳未満の難聴児及びその世帯の者）	○		○		○	○	
重度障害児者日常生活 用具給付等事業	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成18年10月1日 令和5年4月1日	重度の障害児者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、若しくは貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	申請者及びその世帯員	○		○		○	○	
訪問入浴サービス事業	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成18年10月1日 令和5年4月1日	地域における重度身体障害者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、その者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。	利用者本人	○		○		○	○	
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業	市長 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、在宅における日常生活の便宜を図ることを目的とする。	申請者及びその世帯員	○	○	○		○	○	

